古都の町並み保存

瀬川泰男

東山の山麓から京都市内を眺望すると、市街地は、西山、北山と 東山の三方を山に囲まれ、南は沃野に接して広く山城地域を経て、 大阪、奈良へとつながっている。この山々の麓には、有名な社寺、 仏閣や名勝、史跡が点在している。

平安京がひかれた千年の古都,京都はこのような背景の市街地の中で,さらに市の中心部には緑豊かな樹木に囲まれた京都御所や二条城があり,また広大な伽藍をたたえた社寺仏閣や大規模な歴史的 建造物が各所に点在している。

一方、市街地にも美しい瓦屋根とむしこ造りに象徴される民家が 都大路に沿って軒をつらね、細い路地裏へと続いて伝統的な京都の 古い民家の町並みを形成し、その間を日本最初といわれる市電が、 大衆交通機関として市民の足となってきた。

また、京の顔ともいわれる鴨川の両岸沿いや祇園界隈には、京都独特の風情ある建物が建ち並んでおり、さらに東山山麓、清水坂一帯にも静かな古い町並みが形成されている。

このような古都にも昭和30年代後半から急激に開発の波が押寄せ、 市街地周辺部へ大きく広がりを見せ、青や赤の瓦をのせた住宅が建ち 並んだ一団の町並みが出現する一方、市街地の中にも高度経済成長 の余波を受けて、古い木造建物を取りこわし、町並みの間隙をぬう ように徐々にビル建築が建ち始め、京都タワーのような巨大工作物 も出現してきたのは、時代の流れとはいえ、古都も大きく変遷をき たしてきたのである。

こうした自然的,歴史的景観の確保,周辺住宅地の保全のため, 市街地の広範囲に亘って「風致地区」が指定され,さらには双ヶ丘 開発問題を契機として大きな住民運動が盛り上り,昭和41年に「古 都保存法」が制定されるとともに,「歴史的風土特別保存地区」を設 けて開発行為の禁止が打出されたのである。

このように新たにおこった市街地周辺部の規制はある程度整備されてきたなかで、旧市街地に対する問題が取り残されていたが、昭和44年に策定された市の「まちづくり構想」のなかに市街地の景観

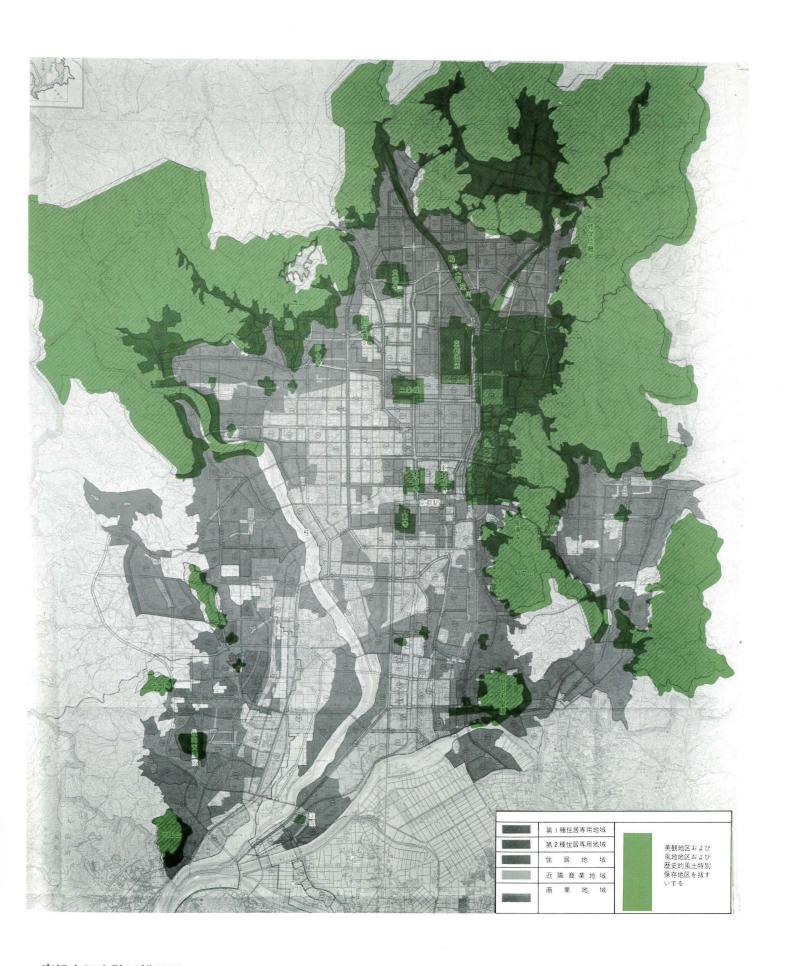
対策を位置づけ、さらには昭和47年には「京都市市街地景観条例」を制定した。この条例の第1は前述のように歴史的建造物とその周辺市街地、鴨川西岸や鴨東地区、あるいは東山、清水地域に「美観地区」を指定して、歴史的景観と現代的景観の両者を共存させ調和をはかっている。第2は、京都タワーに象徴される「巨大工作物規制区域」を制定し、その規模形態、意匠を規制している。また第3には伝統的な町並みなど歴史的地区そのものを保全し、修景していくための「特別保全修景地区」がある。清水の産寧坂、祇園の新橋地区を指定し、国の重要伝統的建造物群保存地区としてもその選定を受けている。また、風致地区についても山地部を1種、山麓から平地にかけてを2種、住宅化したところを3種地域と指定し、建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退などの規定を設けて周辺景観との調和を図ることとしている。

このように京都の町並みに対する景観行政は一定の規制をもって 誘導されているが、木材と異なるスケールをもつコンクリートや鉄 を素材とした新しい建物は、屋根に瓦をのせ、庇をつけて木造の町 並みと調和を図ったとしても、そこには新しい景観要素が発生して くる。都大路を縦横に走り、市民の足として親しまれてきた市電も、 近年の自動車産業の発展の波を受けてすでにその姿を消したように、 やがて市街地の町家の町並みもこのような新しい建物が大勢を占め るときが訪れることは必至であると思われる。

現在の景観行政はその内容が概ね単体に対するものであり、地域 景観としては今一つ不充分さが見受けられ、造られていく景観を有 効に誘導する方策を講ずる必要があろう。

古都の美しい町並みを未来に新しい形態で引継いでいくためにも、 行政の誘導が必要であり、そのためには取り分け地域の住民の一人 一人が、自らの環境を保全し、維持向上に努める姿勢が何よりも景 観行政のカギを握っているのではなかろうか。

(京都府建築課長)



京都市都市計画総括図

資料 提供:京都市都市計画局